

別表（第4条関係）

補助対象事業	補助対象事業の内容	補助対象経費	補助金の額
商店街等活性化事業	商店街等（注1）の活性化を推進するために行う次に掲げる事業		
	(1) 商店街等イベント事業 商店街等の活性化に資すると認められる催物や各種コンクール、展示会等の事業（営利を目的としないものに限る。）	補助対象事業に要する経費のうち次に掲げるもの (1) 謝金 (2) 旅費 (3) 会場借上料 (4) 会場設営費	補助対象経費の合計額の1/2以内の額とし、60万円を限度額とする。
	(2) 調査・研修事業 次に掲げるもののうち商店街等の活性化に資すると認められるもの ① 講演会、研修会等 ② 市場動向調査、消費者ニーズ調査 ③ その他市長が必要と認める事業経営力、技術力の向上及び人材育成のために行う事業	(5) 広告宣伝費 (6) イベント保険料 (7) 郵送料 (8) 消耗品費 (9) 調査研究委託費 (10) 警備委託費	補助対象経費の合計額の1/2以内の額とし、60万円を限度額とする。
	(3) 地域商業自立促進事業 四国経済産業局において採択された商店街等の中長期的発展及び商店街等の自立化の促進に寄与することを目的とした事業	補助対象事業に要する経費のうち国庫補助の対象となるもの	補助対象経費の合計額の1/3以内の額とし、150万円を限度額とする。
中心市街地活性化事業	中心市街地の活性化と地域の賑わいの創出を図るために行う次に掲げる事業		
	(1) 中心市街地創業事業 指定区域（注2）内において創業するもので、事前に商工会において事業計画等についての指導を受けるもの	補助対象事業に要する経費のうち次に掲げるもの (1) 店舗に係る賃借料 (2) 店舗改装費（注3） (3) 創業や移転に要する機器の購入に要する経費（注4）	補助対象経費の合計額の1/2以内の額とし、100万円を限度額とする。 ※店舗に係る賃借料については、1箇月当たり5万円かつ6箇月分を限度額とする。
	(2) 中心市街地移転事業 指定区域内に、やむを得ない事情により移転するもの	(4) 広告宣伝費	補助対象経費の合計額の1/2以内の額とし、80万円を限度額とする。 ※店舗に係る賃借料については、1箇月当たり5万円かつ6箇月分を限度額とする。

新製品等研究開発事業	高等教育機関、公設試験研究機関等と共同研究を行った新製品・新商品・新技術の開発及び南国市内の他の中小企業者等と連携して新製品・新商品・新技術を開発する事業	補助対象事業に要する経費のうち次に掲げるもの (1) 謝金 (2) 旅費 (3) 原材料費 (4) 機械装置の購入又は借用に要する経費 (5) 試験分析外注費 (6) 技術指導受入費 (7) 市場調査費	補助対象経費の合計額の1/2以内の額とし、100万円を限度額とする。
地域特産品等開発事業	南国市の地域資源を活用して特産品や観光資源の開発を行う事業及び開発した商品の販路拡大に係る事業	補助対象事業に要する経費のうち次に掲げるもの (1) 謝金 (2) 旅費 (3) 原材料費 (4) 機械装置の購入又は借用に要する経費 (5) 試験分析外注費 (6) 技術指導受入費 (7) 市場調査費 (8) デザイン外注費 (9) 試作品開発委託費 (10) 展示会に係る郵送料及び出展料	補助対象経費の合計額の3/4以内の額とし、30万円を限度額とする。
専門家派遣事業	種々の課題や新事業・新分野等に取り組もうとする意欲のある中小企業者等に対して、それらの課題を分析し、事業計画策定等のサポートを行う専門家を派遣する事業	補助対象事業に要する経費のうち、1年度において、20回までの派遣に係る謝金及び旅費	補助対象経費の合計額。ただし、1回の派遣について、1万円を限度額とする。
物部川流域アクションプラン実現事業	地域アクションプラン等高知県産業振興計画に位置付けられた取組を実現しようとする事業	補助対象事業に要する経費のうち次に掲げるもの (1) 謝金 (2) 旅費 (3) 原材料費 (4) 機械装置の改良又は借用に要する経費 (5) 会場借上料 (6) 会場設営費 (7) 広告宣伝費 (8) 試験分析外注費 (9) 技術指導受入費 (10) 市場調査費 (11) デザイン外注費 (12) 展示会に係る郵送料及び出展料	補助対象経費の合計額の1/2以内の額とし、50万円を限度額とする。

南国市中心市街地振興計画実現支援事業	南国市中心市街地振興協議会において承認を受けた南国市中心市街地振興計画に位置付けられた取組を実現しようとする事業	補助対象事業に要する経費のうち次に掲げるもの (1) 謝金 (2) 旅費 (3) 原材料費 (4) 会場借上料 (5) 会場設営費 (6) 広告宣伝費 (7) イベント保険料 (8) 郵送料 (9) 消耗品費 (10) 調査研究委託費 (11) 警備委託費 (12) 技術指導受入費	補助対象経費の合計額。ただし、20万円を限度額とする。
お土産品開発事業	連続テレビ小説や、「ごめん」をテーマとした、観光客に対して訴求力の高いお土産品の開発を行う事業	補助対象事業に要する経費のうち次に掲げるもの (1) 謝金 (2) 旅費 (3) 原材料費 (4) 機械装置の購入又は借用に要する経費 (5) 試験分析外注費 (6) 技術指導受入費 (7) 市場調査費 (8) デザイン外注費 (9) 試作品開発委託費	補助対象経費の合計額。ただし、50万円を限度額とする。

(注1) 商店街等とは、複数の中小企業者等が集まる地区をいう。

(注2) 指定区域とは、南国市中心市街地商業振興計画で規定する中心市街地及びその周辺で市長が特に必要と認める地域をいう。

(注3) 店舗改装費には、動産を含まない。

(注4) 創業や移転に要する機器には、汎用性が高いものは含まない。

備考

- 1 市長が補助対象経費として適当でないと判断した経費は、補助金の交付対象としない。
- 2 補助金の額について、1,000円(中心市街地振興計画実現支援事業については、1円)未満の端数は切り捨てるものとする。
- 3 補助対象経費について、他の補助金等で賄われる金額がある場合の補助金の額は、次のAとBを比較し、いずれか低い額とする。

A：表の規定により算出された額

B：(補助対象経費×表に規定する補助率)－他の補助金で賄われる金額
※0を下回る場合にあっては、0とする。